

神戸市危険物安全協会施行細則

会則第 27 条に基づいて、神戸市危険物安全協会施行細則を次のように定める。

第 1 条 役員が病気その他の不慮の災害にあったときは、次によって見舞金及び弔意金を贈るものとする。

(1) 病気の場合

療養 1 ヶ月以上にわたったとき 10,000 円

(2) 死亡の場合

ア 弔意金 10,000 円

イ 弔電、供花

第 2 条 前条に該当する支出があった場合、事後の定例理事会において承認を得るものとする。

第 3 条 その他会長等が必要と認める場合は、その都度協議して定めるものとする。

第 4 条 地区協会表彰

新規加入口数が前年比より 30%以上及び前々年比より 50%以上上回った地区協会に対して、表彰状及び記念品料として 10,000 円を贈る。

附則

この規定は昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

平成元年 6 月 1 日一部改正

平成 4 年 2 月 1 日一部改正

平成 10 年 3 月 30 日一部改正

平成 18 年 3 月 31 日一部改正